2　再委託の制限等
法務大臣は、委託先事業者等が委託業務の一部を第三者に委託する場合の制限、事前申請及び承認に関する事項を委託先事業者等と取り交わすこと。
3　委託先事業者等の分担範囲等の明確化
本システムの開発、変更、運用、保守等に複数の委託先事業者等が関わる場合は、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。
4　要員派遣を受ける場合等の措置
法務大臣は、委託先事業者等が要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。
5　準用
1から4までの規定は、市町村長が情報連携端末等の運用について委託を行う場合に準用する。

第六　住民記録システムデータベースサーバとの情報連携
一　連携の方式
1　住居地伝達等に関する事務の処理を行うため、情報連携端末と住民記録システムデータベースサーバとの間で情報の連携（情報連携端末と住民記録システムデータベースサーバとの間で行われる情報の移送をいう。以下同じ。）を行うときは、次のいずれかの方法によるものとすること。
イ　電気通信回線を使用して情報の連携を行う方法
ロ　電磁的記録媒体（以下「連携媒体」という。）を使用して情報の連携を行う方法
ハ　職員が情報連携端末から情報を入力して情報の連携を行う方法
2　市町村長は、1のイからハまでの方法について定め、又は変更したときは、その旨を法務大臣に通知すること。
二　日次処理の原則
情報の連携は、日次処理又はそれ以上の頻度による処理を原則とすること。ただし、地方公共団体の休日に当たる場合、災害又は障害等により日次処理を行うことができない場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
三　管理等
1　第五の二、三、八及び十（5を除く。）の規定は、一1イの方法により情報の連携を行う場合に準用する。
2　第五の八及び十（5を除く。）の規定は、一1ロ及びハの方法により情報の連携を行う場合に準用する。
3　その他、一1ロの方法により情報の連携を行う場合には、次のとおり連携媒体を管理すること。
イ　連携媒体は、原則としてデータの暗号化及び暗証番号の設定が行える機能を有するものとすること。
ロ　連携媒体は、可能な限りコンピュータウイルスの検査等が行える機能を有するものとするよう努め、又は当該機能に準ずる運用を行うよう努めること。
ハ　連携媒体は、情報の連携以外の目的で使用しないこと。また、連携媒体を情報の連携に関係のない電子計算機に接続しないこと。
ニ　連携媒体の管理は定められた者が行うこと。
ホ　連携媒体は事務室等の所定の場所に保管し、施錠等の必要な措置を講ずること。また、庁舎外に持ち出すときは、施錠可能なケースの使用等、適切な措置を講ずること。

第七　既設ネットワークとの接続
一　既設ネットワークとの接続条件
連携サーバと情報連携端末との間の通信を確保するため、又は情報連携端末と住民記録システムデータベースサーバを電気通信回線により結ぶ場合において当該通信を確保するため、既設ネットワークと本システムとを接続するときは、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。
1　体制の整備等
イ　既設ネットワークのセキュリティを確保するため、既設ネットワークの開発及び運用に関する責任体制及び連絡調整体制を明確にすること。
ロ　既設ネットワークにおいて、個人情報の漏えいのおそれがある場合の事務処理体制を確立すること。
2　電気通信回線上の盗取の防止
電気通信回線は専用回線を用い、又はそれに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。この場合において、電気通信回線はデータを円滑に送信し、又は伝送するために必要な伝送速度を確保すること。
3　ファイアウォールによる通信制御
既設ネットワークと情報連携端末等との間にファイアウォールを設置し、本システム上の処理又は既設ネットワーク上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。
4　電気通信関係装置の保護等
既設ネットワークに係る電気通信関係装置等は、既設ネットワークの管理責任者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。
5　機器の接続
既設ネットワークの管理責任者は、ネットワークに機器を接続するための手続、方法等を定め、接続状況を適切に管理すること。
6　外部との接続
イ　既設ネットワークの管理責任者は、既設ネットワークを外部ネットワークに接続するための手続、方法等を定め、接続及び運用に関する業務を総括的に管理すること。
ロ　既設ネットワークと外部のネットワークを接続する場合は、既設ネットワークとネットワークとの間にファイアウォールを設置し、厳重な通信制御を行うこと。
二　既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整
市町村長は、既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、法務大臣と連絡調整を行うこと。

附　則

この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部及び工場立地法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五十九号）の施行に伴い、並びに工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十五日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎